精神保健福祉援助実習A			単位数	履修方法(授業形態)	配当学年
			2単位	実習	3年以上
科目コード	CX4908	担当教員	阿部 正孝／志村 祐子／大和田 誠子／八巻 幹夫ほか		

※社会福祉学科で精神保健福祉士国家試験受験資格取得希望者のみが受講できる科目です。

※今後の実習受け入れ状況などにより、ここに記載の内容を変更する場合があります。詳しくは『With』等でご案内します。

※実習免除者は受講不要です。

■実習の内容

精神障害者の社会復帰・生活支援を目的とした福祉施設等における精神保健福祉援助実習を通して、実習先機関の実情に応じて下記の内容に関する知識と技術を体得します。

①利用者やその関係者、施設・機関・事業者・団体住民やボランティア等との基本的なコミュニケーションや人との付き合い方などの円滑な人間関係の形成。

②利用者理解とその需要の把握および支援計画の作成。

③利用者やその関係者（家族・親族・友人等）との支援関係の形成。

④利用者やその関係者（家族・親族・友人等）への権利擁護および支援（エンパワーメントを含む）とその評価。

⑤精神医療・保健・福祉に係る多職種連携をはじめとする支援におけるチームアプローチの実際。

⑥精神保健福祉士としての職業倫理と法的義務への理解。

⑦施設・機関・事業者・団体等の職員の就業などに関する規定への理解と組織の一員としての役割と責任への理解。

⑧施設・機関・事業者・団体等の経営やサービスの管理運営の実際。

⑨当該実習先が地域社会の中の施設・機関・事業者・団体等であることへの理解と具体的な地域社会への働きかけとしてのアウトリーチ、ネットワーキング、社会資源の活用・調整・開発に関する理解。

■科目の内容

本科目は、精神保健福祉士資格取得のために規定された実習のうち、福祉施設実習（15日間以上かつ120時間以上）にあたります。

実習を通し、皆さん自身が、専門職である援助者として、ふさわしい自分であるかどうかを見つめていただくことが重要となります。そのための事前学習がかなり大切となります。大学から与えられた課題のみではなく、ボランティア活動や業務実績を通して得た課題をさらに深め、確認していけるよう、皆さん自身が、積極的に学ばれることが必要です。実習を通し、精神保健福祉士としての価値や倫理、技術を十分にご自分のものとしていくことが望まれます。

■到達目標

福祉施設における援助実習を通じて下記１)～９）について理解できるようになる。

１）利用者やその関係者、施設・機関・事業者・団体住民やボランティア等との基本的なコミュニケーションや人との付き合い方などの円滑な人間関係の形成。

２）利用者理解とその需要の把握及び支援計画の作成。

３）利用者やその関係者（家族・親族・友人等）との支援関係の形成。

４）利用者やその関係者（家族・親族・友人等）への権利擁護及び支援（エンパワーメントを含む）とその評価。

５）精神医療・保健・福祉に係る多職種連携をはじめとする支援におけるチームアプローチの実際。

６）精神保健福祉士としての職業倫理と法的義務への理解。

７）施設・機関・事業者・団体等の職員の就業などに関する規定への理解と組織の一員としての役割と責任への理解。

８）施設・機関・事業者・団体等の経営やサービスの管理運営の実際。

９）当該実習先が地域社会の中の施設・機関・事業者・団体等であることへの理解と具体的な地域社会への働きかけとしてのアウトリーチ、ネットワーキング、社会資源の活用・調整・開発に関する理解。

■教科書（「■精保実習指導Ａ・Ｂ」「■精保実習Ｂ」と共通）

１）精神保健福祉士養成セミナー編集委員会『精神保健福祉士養成セミナー８（第６版） 精神保健福祉援助実習指導・現場実習』へるす出版、2017年

２）『精神保健福祉援助実習Ａ・Ｂ課題ノート』東北福祉大学（演習Ｂ・Ｃ履修者に配付）

（最近の教科書変更時期）2017年４月

※１）は「■精保実習指導Ａ」で配本のため、この科目での教科書配本はありません。

■履修登録条件

この科目は「■精保演習Ａ」をすでに履修登録済みで、「■精保演習Ｂ」と「■精保実習指導Ａ」を同時に履修登録する方のみが履修登録できます。

※その他、履修の前提科目は『学習の手引き』３章をご参照ください。

■実習期間

３年次の10／１～２／15　15日間かつ120時間

原則２カ月の期間内に７日間と８日間の分割実習が可能。２カ所（異なる実習先）での実習は原則認められません。また下記の例のとおり実習は実習先の休業日に従い原則連続を基本とします（分割による実習の場合も同様です）。

（例１）土日が休みの実習（週５日の３週間）

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
月	火	水	木	金	月	火	水	木	金	月	火	水	木	金

（例２）土日が休みの実習（７日＋８日の２分割）

10月

1	2	3	4	5	6	7
月	火	水	木	金	月	火

11月

8	9	10	11	12	13	14	15
月	火	水	木	金	月	火	水

注意事項

実習中は慣れない環境で緊張が続き、毎日の実習記録の作成に多くの時間がとられる等、精神的、体力的消耗が激しくなることが予想されます。実習中、体調を崩したり、疲れによる居眠りから、低い実習評価となったり、実習中断となったケースがこれまでにもあります。仕事をお持ちの方は実習期間中の休暇取得、家事や育児に従事している方は家族からの協力体制を確保するなど、集中して実習に臨めるよう調整を図ってください。実習期間中の科目修了試験、スクーリングの受講について禁止はしませんが、なるべく受講せず休養に努めることを強く推奨します。

■学習を進めるにあたっての注意事項

実習受講にあたり、「精保演習Ａ」受講時に「精保実習Ａ」受講希望者を対象に「精保実習Ａ選考試験」、精保実習Ａ事後指導（「精保演習Ｂ－２」「精保実習指導Ａ－２」「帰校指導」）受講時に「精保実習Ｂ」受講希望者を対象に「精保実習Ｂ選考試験」をそれぞれ実施します。**実習受講には選考試験に合格する必要があります。選考試験の不合格者が次年度再申込みする場合は、再面接（仙台）が必須となります。**

また『学習の手引き』３章「演習・実習指導スクーリング・実習の受講条件」にある各条件を満たすためには、年間のスクーリング開講予定や科目修了試験の開催日程、自身の学習時間の確保を含む「学習計画」が必須となります。各条件を満たすために指定科目のレポートを「いつまでに作成するか」等、計画的に学習を進めてください。

■実習Ａ申込について

「精保実習Ａ希望届」に基づき実習受入依頼調整を行います。１年次・２年次編入学者や３年次編入者で入学後２年目以降に実習受講を希望する方は、『With』９月号巻末のエントリー用紙にて、様式をお取り寄せのうえ11月末必着で「精保実習Ａ」(福祉施設実習）の受講申込を行ってください。特に希望する実習先がある場合は、第１～３希望まで記入してください（次項■実習先施設に関する注意事項)。

実習先には指導者として精神保健福祉士が確保されている必要があります（確認は依頼の際に大学で行いますので希望申込の時点で学生が直接確認する必要はありません)。

なお実習は基本的に大学で実習先を指定する「配属実習」となります。必ずしも希望通りに依頼されない場合があることを予めご了承ください。

■医療機関を受診している方へ

現在、医療機関を受診している方は、養成に係る省令（「実習を実施する際には、健康診断等の方法により、実習生が良好な健康状態にあることを確認した上で実施すること。」23文科高第501号障発0805

第 9 号平成23年 8 月 5 日）により、予め実習係宛に申し出た上で「実習を行っても健康上問題がない旨」の主治医の診断書を提出していただきます。障害等により配慮の申請が必要な方も、予め実習係宛にお申し出ください。いずれも本学にて面談を実施する場合があります。申し出の時期は、原則各実習の申込み時とし、実習申込み後に医療機関を受診した場合は、受診後速やかに申し出てください。

■実習先施設

『学習の手引き』3 章「実習先として認められる施設・事業の種別」

「精保実習Ａ」(福祉施設実習）は、「医療関係施設」以外が実習先対象種別となります。次表以外にも法令で認められた施設であれば実習が可能な施設種別もあります。

実習先の実習指導者は「精神保健福祉士の資格取得後 3 年以上相談援助業務に従事した経験のある者で、かつ実習指導者講習会を修了した者」という要件が課されます。

■実習先施設に関する注意事項

自身や身内が利用している（または過去に利用歴のある）施設での実習は、情報保護等の観点から認めておりません。

■巡回指導・帰校指導について

実際に実習が行われている期間中に教員が実習施設を訪問する巡回指導が最低 1 回以上（最多で 3 回)、実習期間（実習開始日から終了日までの期間）の実習が行われていない土・日のいずれかまたは祝日に本学や所定の公共施設等において最多で 2 回の帰校指導が、合わせて 3 回実施されます（ 8 日間実習の場合は巡回指導 1 回のみ)。巡回指導のみ 3 回となるか巡回指導と帰校指導との組合せとなるかは、担当教員との調整により決まります（実習開始日までに確定の上通知いたします)。実習期間中の土・日または祝日は、予定を空けておくようご注意ください。

■実習費

「精保実習Ａ」(福祉施設実習）　85, 000円

実習費は所定の時期に一括請求されます。

「精保実習Ａ」(福祉施設実習）のみ 2 カ月の間で 7 日間と 8 日間の 2 分割の実習が認められています。

■「卒業までに身につけてほしい力」との関連

とくに「基礎的知識」「応用的知識」「コミュニケーション力」「自己管理力」「協調性・主体性」「倫理観」「市民としての社会的責任」を身につけてほしい。

■参考図書

1）日本精神保健福祉士養成校協会編『新・精神保健福祉士養成講座 8　精神保健福祉援助演習（基礎・専門)(第 2 版)』中央法規出版、2016年

2）日本精神保健福祉士養成校協会編『新・精神保健福祉士養成講座 9　精神保健福祉援助実習指導・実習（第 2 版)』中央法規出版、2016年

■「麻疹（はしか）」「インフルエンザ」などの感染症対策

「麻疹（はしか）」にかかったことがなく、「麻疹（はしか）」の予防接種を受けていない方（母子手帳に記載されています）は、医療機関にて「抗体検査」を受けていただく必要があります。また、「インフルエンザ」の対策についても、下記事項の遵守をお願いします。

（1） 実習中に感染が疑われる症状（38.0度以上の発熱、鼻水、咳・のどの痛みなど）が出た場合、実習先および通信教育部の各実習担当までご連絡のうえ欠席し、医療機関にて診断を受けてください。

（2） 万一自身がインフルエンザに罹患した場合は、実習先および通信教育部の各実習担当までご連絡のうえ欠席してください。発症の翌日を1日目と数えて発症後5日間、かつ、解熱した翌日を1日目と数えて解熱後2日間は実習受講はできません。また、タミフル等の抗ウイルス薬を服用している期間は安静にし、実習先への出席はもちろん外出もご遠慮ください。

（3） 発症1日前から発症1週間以内の感染者と5日以内に接触した人は、実習先および通信教育部の各実習担当までご連絡のうえ、指示を受けてください。

（4） 実習先がインフルエンザ流行により閉鎖になった場合、至急通信教育部の実習担当までご連絡ください。

（5） 上記（1）～（4）により実習ができなくなった場合、代替の実習日については、実習先・学生・通信教育部の三者で協議のうえ決定させていただきます（実習先と学生との都合がつかず、実習日が確保できない場合は、年度内の資格取得や卒業が不可能になることもありますので、ご了承ください）。

（6） 日頃より、手洗い・うがいを励行するなどインフルエンザ感染の予防に努めるとともに、マスク着用など咳エチケットの徹底もお願いいたします。

（7） その他実習先から別途指示のある場合は、そちらに従ってください。

（8） 実習先に個人の罹患情報を提供する場合もありますので、ご了承ください。